

## 議案第7号

九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議  
について

九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約

九十九里地域水道企業団規約（昭和46年千葉県指令第2459号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1章を加える。

### 第5章 解散

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第15条 企業団が解散した場合においては、千葉県企業局がその事務を承継する。

2 前項の場合において、企業団の企業長が調製した決算については、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見を付けて千葉県の議会の認定に付すものとする。

### 附 則

この規約は、千葉県知事の許可の日から施行する。